

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第231号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	午後2時から午後4時まで	を	「	午後2時から午後4時まで	」
	午前9時から正午まで					
	午後2時から午後4時まで					
	午後2時から午後4時まで					
」	」					

改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(京北病院)